

厚生労働大臣が定める院内掲示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

北海道厚生局への届出に関する事項

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 時間外対応加算 3
- ・ 医療DX推進体制整備加算

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制が整備されています。

薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

情報通信機器を用いた診療について

情報通信を用いた診療の初診の場合には、向精神薬を処方しておりません。

医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DXを推進し、質の高い医療を提供するために以下の項目について取り組んでおります。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認により取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療を行う体制を実施しています。
- 電子処方箋の発行体制の準備を進めています。
- マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。